

令04原機（科保）070
令和4年7月22日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 小口 正範
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の18第1項の規定に基づき、令和4年3月31日付け令03原機（科保）100（令和4年6月28日付け令04原機（科保）064をもって一部補正）をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請を別紙のとおり補正いたします。

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定の変更（補正）

令和4年3月31日付け令03原機（科保）100（令和4年6月28日付け令04原機（科保）064をもって一部補正）をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定の変更認可申請を次のとおり補正する。

1. 補正の内容

変更認可申請書の別表（廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表）を別紙1に改める。
なお、別紙1においては、令和4年2月10日付け原規規発第22021018号で認可を受けた廃棄物埋施設保安規定に対して、以下の補正を含む全ての変更の内容を示す。

- ・原子力科学研究所内の調達管理を一元的に行うため、品質マネジメント計画における調達に関して、管理要領を定める者、所管部署及び行為者を変更する。

2. 補正の理由

原子力科学研究所内の調達管理を一元的に行うため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 廃棄物埋設施設保安規定

新旧対照表

令和4年7月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>目次 (省略)</p> <p>第1章 総則 ～ 第2章 保安管理体制 (省略)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 (品質マネジメント計画)</p> <p>第13条 職員等は、品質マネジメントの仕組みを理解し、保安活動を講じるに当たっては、品質マネジメント計画に基づき、計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメント計画の継続的な改善に努めなければならない。</p> <p>2 前項の保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 ～ 6. 資源の運用管理 (省略)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画 ～ 7.3 設計・開発 (省略)</p> <p>7.4 調達 バックエンド技術部長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、調達に関する管理要領（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。 また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) バックエンド技術部長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</p> <p>(2) バックエンド技術部長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3) バックエンド技術部長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</p> <p>(4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、バックエンド技術部の調達</p>	<p>目次 (変更なし)</p> <p>第1章 総則 ～ 第2章 保安管理体制 (変更なし)</p> <p>第3章 品質マネジメント計画 (品質マネジメント計画)</p> <p>第13条 職員等は、品質マネジメントの仕組みを理解し、保安活動を講じるに当たっては、品質マネジメント計画に基づき、計画、実施、評価及び改善を行うとともに、品質マネジメント計画の継続的な改善に努めなければならない。</p> <p>2 前項の保安活動のための品質マネジメント活動を実施するに当たり、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 ～ 6. 資源の運用管理 (変更なし)</p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画 ～ 7.3 設計・開発 (変更なし)</p> <p>7.4 調達 原子力科学研究所長は、調達する製品又は役務（以下「調達製品等」という。）の調達を適切に実施するため、調達に関する管理要領（契約部長が所掌する事項を除く。）を定め、次の事項を管理する。 また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</p> <p>(2) バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。また、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3) バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、供給者が要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</p> <p>(4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、原子力科学研究所の調達に</p>	<p>原科研内の調達管理を一元的に行うため、調達に関する管理要領を定める者、所管部署及び行為者を変更</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前	変更後	備考
<p>に関する管理要領及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</p> <p>(5) 放射性廃棄物管理技術課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) バックエンド技術部長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の廃棄物埋設設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法をバックエンド技術部の調達に関する管理要領に定める。</p> <p>7.4.2 調達要求事項 ～ 7.4.3 調達製品等の検証 （省略）</p> <p>7.5 業務の実施 ～ 7.6 監視機器及び測定機器の管理 （省略）</p> <p>8. 評価及び改善 （省略）</p> <p>第4章 廃棄物埋設施設の施設管理 第1節 施設管理目標及び施設管理実施計画 第14条 ～ 第14条の4（省略）</p> <p>第2節 保守管理 （省略）</p> <p>第5章（削除） ～ 第9章 保安教育 （省略）</p> <p>図4.1 ～ 図4.2 （省略）</p>	<p>に関する管理要領及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</p> <p>(5) <u>バックエンド技術部長及び放射性廃棄物管理技術課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</u></p> <p>(6) <u>原子力科学研究所長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を調達先から取得するための方法及びそれらを他の廃棄物埋設設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法を原子力科学研究所の調達に関する管理要領に定める。</u></p> <p>7.4.2 調達要求事項 ～ 7.4.3 調達製品等の検証 （変更なし）</p> <p>7.5 業務の実施 ～ 7.6 監視機器及び測定機器の管理 （変更なし）</p> <p>8. 評価及び改善 （変更なし）</p> <p>第4章 廃棄物埋設施設の施設管理 第1節 施設管理目標及び施設管理実施計画 第14条 ～ 第14条の4（変更なし）</p> <p><u>（施設管理の有効性評価及び改善）</u> <u>第14条の5 バックエンド技術部長は、廃棄物埋設施設について、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、原子力科学研究所長に報告しなければならない。</u> <u>2 バックエンド技術部長は、前項の評価の結果、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</u></p> <p>第2節 保守管理 （変更なし）</p> <p>第5章（削除） ～ 第9章 保安教育 （変更なし）</p> <p>図4.1 ～ 図4.2 （変更なし）</p>	<p>施設管理の有効性評価の明確化のため</p>

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前					変更後					備考
表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書					表 4.2.1 品質マネジメントシステム文書					
関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号	関連条項	項目	文書名	承認者	文書番号	
4.2.2	品質マニュアル	廃棄物埋設施設品質マネジメント計画書	理事長	QS-P09	4.2.2	品質マニュアル	廃棄物埋設施設品質マネジメント計画書	理事長	QS-P09	
4.2.3	文書管理 記録の管理	文書及び記録管理要領	安全管理部長	QS-A01	4.2.3	文書管理 記録の管理	文書及び記録管理要領	安全管理部長	QS-A01	
4.2.4		原子力科学研究所文書及び記録の管理要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-420	4.2.4		原子力科学研究所文書及び記録の管理要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-420	
		保安管理部の文書及び記録の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-420			保安管理部の文書及び記録の管理要領	保安管理部長	(科保)QAM-420	
		バックエンド技術部文書及び記録の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-420			バックエンド技術部文書及び記録の管理要領	バックエンド技術部長	(科バ)QAM-420	
5.1	経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	安全管理部長	QS-A09	5.1	経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	安全管理部長	QS-A09	
		原子力科学研究所安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-510			原子力科学研究所安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-510	
5.4.1	品質目標	品質目標の設定管理要領	安全管理部長	QS-A11	5.4.1	品質目標	品質目標の設定管理要領	安全管理部長	QS-A11	
		原子力科学研究所品質目標管理要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-540			原子力科学研究所品質目標管理要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-540	
5.5.4	内部コミュニケーション	中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全管理部長	QS-A04	5.5.4	内部コミュニケーション	中央安全審査・品質保証委員会の運営について	安全管理部長	QS-A04	
		原子炉施設等安全審査委員会規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-550			原子炉施設等安全審査委員会規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-550	
		原子力科学研究所品質保証推進委員会規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-552			原子力科学研究所品質保証推進委員会規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-552	
5.6.1	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	理事長	QS-P02	5.6.1	マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領	理事長	QS-P02	

原子力科学研究所廃棄物埋設施設保安規定 新旧対照表

変更前					変更後					備考	
6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	教育訓練管理要領	安全管理部長	QS-A07	6.2.2	力量、教育・訓練及び認識	教育訓練管理要領	安全管理部長	QS-A07	文書名及び文書番号の変更	
		保安管理部教育・訓練管理要領(埋設施設)	保安管理部長	(科保) DQAM-620			保安管理部教育・訓練管理要領	保安管理部長	(科保) QAM-620		
		バックエンド技術部教育訓練管理要領(埋設施設)	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-620			バックエンド技術部教育訓練管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) QAM-620		
7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12	7.1	業務の計画	業務の計画及び実施管理要領	安全管理部長	QS-A12	文書名及び文書番号の変更	
		原子力科学研究所事故対策規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-713			原子力科学研究所事故対策規則	原子力科学研究所長	(科)QAM-713		
		原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	原子力科学研究所長	(科)QAM-714			原子力科学研究所事故故障及び災害時の通報連絡に関する運用基準	原子力科学研究所長	(科)QAM-714		
		原子力科学研究所保全有効性評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-715			原子力科学研究所施設管理及び保全有効性評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-715		
		原子力科学研究所 PI 設定評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-716			原子力科学研究所 PI 設定評価要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-716		
							原子力科学研究所施設管理実施計画に係る保全文書策定要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-717		
		保安管理部廃棄物埋設施設管理要領	保安管理部長	(科保) DQAM-710			保安管理部廃棄物埋設施設管理要領	保安管理部長	(科保) DQAM-710		
		バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710			バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710		
7.3	設計・開発	バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	7.3	設計・開発	バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	文書名の適正化	
7.4	調達	調達先の評価・選定管理要領	契約部長	QS-G01	7.4	調達	調達先の評価・選定管理要領	契約部長	QS-G01		
		バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710			原子力科学研究所調達管理要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-740		
7.6	監視機器及び測定機器の管理	バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	7.6	監視機器及び測定機器の管理	バックエンド技術部廃棄物埋設施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710		原科研内の調達管理を一元的に行うため、文書名、承認者及び文書番号を変更

原子力科学研究所廃棄物埋施設保安規定 新旧対照表

変更前					変更後					備考
8.2.2	内部監査	原子力安全監査実施要領	理事長	QS-P03	8.2.2	内部監査	原子力安全監査実施要領	理事長	QS-P03	
8.2.4	検査及び試験	バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	8.2.4	検査及び試験	バックエンド技術部廃棄物埋施設管理要領	バックエンド技術部長	(科バ) DQAM-710	
8.3	不適合管理 等 未然防止 処置	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	安全管理部長	QS-A03	8.3	不適合管理 等 未然防止 処置	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領	安全管理部長	QS-A03	
8.5.2		原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-830	8.5.2		原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに未然防止処置要領	原子力科学研究所長	(科)QAM-830	
8.5.3					原子力科学研究所水平展開要領					原子力科学研究所長
別表第1～別表第3 (省略)					別表第1～別表第3 (変更なし)					
別図第1～別図第2 (省略)					別図第1～別図第2 (変更なし)					
別記標識第1 (省略)					別記標識第1 (変更なし)					